

第9号議案

蒲郡市消防団条例の一部改正について

蒲郡市消防団条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和8年2月26日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市消防団条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

支援団員の定員を変更するため提案する。

蒲郡市消防団条例の一部を改正する条例

蒲郡市消防団条例（平成23年蒲郡市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（定員）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 令第4条第3項の規定に基づき消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、第1項の団員の定員から支援団員の定員<u>72人</u>を控除した数とする。</p>	<p>（定員）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 令第4条第3項の規定に基づき消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、第1項の団員の定員から支援団員の定員<u>71人</u>を控除した数とする。</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。